

勸告	説明図表番号
<p>イ 長期未改善となっている飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の充実</p> <p>都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理が行われるよう、必要な指導及び助言、勸告並びに命令をすることができ、農林水産省は、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインにおいて、以下のとおり、都道府県に対して示している。</p> <p>① 飼養衛生管理基準の遵守状況の把握等の結果、家畜の飼養に係る衛生管理について改善する必要があると認めるときは、当該家畜の所有者に対し、家畜伝染病予防法第 12 条の 5 の規定による指導又は助言をする（以下「家畜伝染病予防法の規定による指導・助言」という。）。</p> <p>② ①にかかわらず、飼養衛生管理基準の違反が、i) 過失による一時的なものであるなど、軽微なものであり、かつ、常習性が認められないこと、又は ii) やむを得ない事情によるものであると認められることのいずれかに該当する場合であって、家畜の所有者が直ちに改善措置を講じようとしているときは、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言に代えて、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の定めるところにより、必要な指導又は助言（以下「行政手続法の定めるところによる行政指導」という。）をすることができる（注 1）。</p> <p>③ ②の場合において、家畜の所有者が正当な理由なく行政手続法の定めるところによる行政指導に従わず、なお飼養衛生管理基準を遵守していないと認められるときは、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言をする。</p> <p>④ 家畜伝染病予防法の規定による指導・助言は、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインに定められた指導・助言書を交付して行う。</p> <p>また、農林水産省は、毎年度発出する防疫対策強化通知により、都道府県に対し、立入検査で農場における飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行い、飼養衛生管理に関する指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認し、行政手続法の定めるところによる行政指導に対する改善が認められない農場に対して、家畜伝染病予防法第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 の規定に基づく指導等を検討するよう通知している。</p> <p>（注 1）行政手続法においては、行政指導について、その内容は相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることなどが規定されている。また、行政指導は必ずしも文書で行われるものでなく、口頭によることも可能であるが、その場で完了する行為を求めるものなどを除き、相手方から行政指導の趣旨等を記載した書面の交付を求められたときは、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならないとされている。</p> <p>今回、調査対象 17 道府県（20 家畜保健衛生所）における農場に対する立入検査時の飼養衛生管理基準に係る指導等の状況を調査したところ、以下のとおり、飼養衛生管理基準の項目が複数年にわたり連続して遵守されておらず、また、これに対する指導等が適切に行われていない状況などがみられた。</p>	<p>表 2-(4)-イ-①</p> <p>表 2-(4)-ア-② （再掲）</p>

① 農場における飼養衛生管理基準の遵守状況

調査した 17 道府県（20 家畜保健衛生所）において抽出した 2,476 農場のうち、平成 23 年度から 26 年度（26 年度については 4 月から 10 月）までの間に飼養衛生管理基準の遵守について家畜保健衛生所から指導等を受けたことがある 1,794 農場の違反内容及び違反状態の継続状況を調査した結果、表 1 のとおり、830 農場（飼養衛生管理基準が遵守されていない 1,794 農場の約 46%）において、飼養衛生管理基準の同一項目について複数年にわたり連続して遵守されておらず、家畜保健衛生所による指導等が繰り返し行われているものの違反状態が継続している状況が、調査した全ての家畜保健衛生所においてみられた。

表 2-(4)-イ-②
- i ~ iii

表 1 飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない状況

区分	抽出調査した農場数	飼養衛生管理基準が遵守されていない農場数	同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数	同一項目	同一項目	同一項目
				が 4 年間連続して遵守されていない農場数	が 3 年間連続して遵守されていない農場数	が 2 年間連続して遵守されていない農場数
牛農場	1,205 農場	1,021 農場	575 農場 (56.3%)	0 農場 (0%)	202 農場 (19.8%)	419 農場 (41.0%)
豚農場	587 農場	374 農場	149 農場 (39.8%)	0 農場 (0%)	45 農場 (12.0%)	114 農場 (30.5%)
鶏農場	684 農場	399 農場	106 農場 (26.6%)	8 農場 (2.0%)	34 農場 (8.5%)	66 農場 (16.5%)
計	2,476 農場	1,794 農場	830 農場 (46.3%)	8 農場 (0.4%)	281 農場 (15.7%)	599 農場 (33.4%)

(注) 1 当省の調査結果（平成 23 年度から 26 年度（4 月から 10 月まで）の状況）による。

2 「同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数」欄は、「同一項目が 4 年間連続して遵守されていない農場数」欄、「同一項目が 3 年間連続して遵守されていない農場数」欄又は「同一項目が 2 年間連続して遵守されていない農場数」欄に該当する実農場数を計上した。

3 各欄の上段は農場数、下段は該当する農場数を「飼養衛生管理基準が遵守されていない農場数」で除した割合を示す。

一方、複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目をみると、表 2 のとおり、畜種によって違いはあるものの、飼養衛生管理基準が遵守されていない 1,794 農場のうち、「車両用の消毒薬の常設」は 255 農場（約 14%）、「立入者用の消毒薬の常設」は 119 農場（約 7%）、「車両消毒の実施」は 274 農場（約 15%）、「立入者の消毒の実施」は 168 農場（約 9%）、「立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管」は 376 農場（21%）となっており、いずれの畜種においても遵守されていない割合が比較的高くなっていた。

表 2-(4)-イ-③
- i ~ iii

特に、「車両用の消毒薬の常設」及び「立入者用の消毒薬の常設」については、家畜伝染病等の病原体の侵入を防止するための措置として最も重要かつ効

果的・効率的な手段であることに鑑み、飼養衛生管理基準に定められているだけでなく、家畜伝染病予防法第8条の2においても設置が義務付けられたものであり、法律で義務付けられた基本的な衛生管理も十分に遵守されていない状況となっている。

表 2-(4)-イ-④

表 2 複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の主な項目

飼養衛生管理基準の 主な項目	同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数			
	牛農場	豚農場	鶏農場	計
車両用の消毒薬の常設	209 農場 (20.5%)	20 農場 (5.3%)	26 農場 (6.5%)	255 農場 (14.2%)
立入者用の消毒薬の常設	98 農場 (9.6%)	11 農場 (2.9%)	10 農場 (2.5%)	119 農場 (6.6%)
車両消毒の実施	208 農場 (20.4%)	41 農場 (11.0%)	25 農場 (6.3%)	274 農場 (15.3%)
立入者の消毒の実施	109 農場 (10.7%)	32 農場 (8.6%)	27 農場 (6.8%)	168 農場 (9.4%)
立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	283 農場 (27.7%)	59 農場 (15.8%)	34 農場 (8.5%)	376 農場 (21.0%)

(注) 1 当省の調査結果（平成 23 年度から 26 年度（4 月から 10 月まで）の状況）による。

2 各欄の上段は農場数、下段は該当する農場数を表 1 の「飼養衛生管理基準が遵守されていない農場数」で除した割合を示す。

このような状況がみられる理由について、調査対象とした道府県（家畜保健衛生所）の中には、取組の必要性についての理解が十分でない家畜の所有者がみられることなどにより、指導等を行っても、改善が図られないとする意見のほか、3 県 3 家畜保健衛生所（岩手県（県南家畜保健衛生所）、熊本県（中央家畜保健衛生所）及び鹿児島県（肝属家畜保健衛生所））では、家畜保健衛生所の体制により、長期未改善を解消するための指導等を十分に行うことができないとする意見もみられた。

表 2-(4)-イ-⑤

しかしながら、当省の調査結果においてみられたように、家畜の所有者が遵守すべき最低限の規範である飼養衛生管理基準について、長期にわたり遵守されていない状態が継続しているにもかかわらず、それを道府県（家畜保健衛生所）が放置することは、家畜伝染病等の病原体の侵入防止のリスクを最小限に食い止める観点から、看過できない。

② 家畜伝染病予防法等に基づく指導の状況

調査した 17 道府県（20 家畜保健衛生所）における飼養衛生管理基準が遵守されていない 1,794 農場に対する家畜保健衛生所の指導等の根拠を調査した結果、以下のとおり、全ての家畜保健衛生所で、飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されておらず、指導等が繰り返し行われている農場がみられたにもかかわらず、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインにのっとって家畜伝染病予防法の規定による指導・助言等が行われて

表 2-(4)-イ-⑥

いない状況がみられた。

- i) 立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言を行うとしているが、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインに定められた指導・助言書を家畜の所有者に交付せず、口頭による指導のみ行っており、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の手続として適切ではないもの（群馬県（中部家畜保健衛生所））
- ii) 立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行う指導等は、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言や、行政手続法の定めるところによる行政指導にも当たらないと誤認しているもの（岩手県（県南家畜保健衛生所）、山梨県（西部家畜保健衛生所）、鳥取県（倉吉家畜保健衛生所）、福岡県（中央家畜保健衛生所）、熊本県（中央家畜保健衛生所）及び宮崎県（宮崎家畜保健衛生所）の6県6家畜保健衛生所）

この誤認により、農林水産省に対して行っている衛生管理の状況等の報告通知に基づく指導等の実績報告において、飼養衛生管理基準の違反に対し指導等を行っているにもかかわらず、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の実績及び行政手続法の定めるところによる行政指導の実績をいずれも無しとして報告しているなど、不正確なものとなっている。

- iii) 立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインで定められた要件に該当するか否かの判断を行わず、違反内容にかかわらず、一律に行政手続法の定めるところによる行政指導を行っているもの（上記 i) 及び ii) 以外の 10 道府県 13 家畜保健衛生所）

このように家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインにのっとりた指導等が行われていない原因としては、i) 行政手続法の定めるところにより必要な指導等を行うことができるとする、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインに定められた「違反が軽微なもの」、「家畜の所有者が直ちに改善措置を講じようとしているとき」などの要件が不明確で、判断が難しい、ii) 家畜の所有者に指導事項の改善を強く求めることにより、家畜の所有者との関係が悪化し、家畜伝染病予防法に基づく円滑な業務運営に支障が生じることや、家畜の所有者に改善に要する負担が生じることなどを懸念し、家畜伝染病予防法第 12 条の 6 第 1 項の規定による勧告、さらには同条第 2 項の規定による命令、同法第 66 条の規定による命令に従わない場合の罰則など一連の手続に踏み込むことを避け、安易に行政指導を継続していることによるものと考えられる。

表 2-(4)-イ-⑦

③ 飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断の状況

調査した 17 道府県における飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断の状況をみると、愛知県及び鳥取県においては、家畜防疫員によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なることがないよう、判断基準を作成しており、

表 2-(4)-イ-⑧

また、熊本県においては、判断基準の作成が検討されていた。

一方、残る 14 道府県においては、地域や農場ごとに飼養形態や畜舎の状況等の実情が異なることなどを理由として、判断基準の作成やその検討を行っておらず（注 2）、以下の例がみられたように、農林水産省において、都道府県に対し、飼養衛生管理基準の統一的な判断基準や飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断に当たっての考え方を示していないことが原因となっていると考えられる。

i) 同一の農場で飼養衛生管理の状況に変更がないにもかかわらず、年度によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている（北海道（十勝家畜保健衛生所）及び群馬県（中部家畜保健衛生所））。

ii) 異なる農場間で飼養衛生管理の状況に相違がないにもかかわらず、農場によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている（群馬県（中部家畜保健衛生所）及び福岡県（中央家畜保健衛生所））。

（注 2）調査した家畜保健衛生所だけでなく、道府県本庁担当課に対する調査でも同様の状況となっていることが確認されたため、道府県単位としている。

【所見】

したがって、農林水産省は、農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県に対し、家畜保健衛生所の度重なる指導等にもかかわらず飼養衛生管理基準が遵守されず、違反状態が継続している家畜の所有者に対しては、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言を行うとともに、当該指導等に従わず、違反状態の改善が見込めない場合には、その原因を分析した上で、同法第 12 条の 6 の規定による勧告及び命令、命令に従わない場合の罰則適用など、家畜伝染病予防法に基づく一連の手続により厳正に対処するよう指導すること。
- ② 家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の例外とされる行政手続法の定めるところによる行政指導に該当する場合の要件の明確化、該当事例の具体化など、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインの内容を見直すとともに、衛生管理の状況等の報告通知に基づく指導等の実績報告が正確なものとなるよう、都道府県に対し、適切な指導を行うこと。
- ③ 飼養衛生管理基準の遵守・不遵守に関する判断が、年度や農場によって異なることがないよう、判断に当たっての統一的な考え方を具体的に定めるとともに、都道府県に対し、適切な指導を行うこと。

表 2-(4)-イ-⑨

表 2-(4)-イ-⑩
- i、ii

表 2-4-イ-① 家畜伝染病予防法に基づく指導及び助言並びに勧告及び命令に関する規定等の内容（抜粋）

○ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）
（指導及び助言）

第12条の5 都道府県知事は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するため必要があるときは、当該家畜の所有者に対し、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより当該家畜の飼養に係る衛生管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第12条の6 都道府県知事は、前条の指導又は助言をした場合において、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第4条の2第3項若しくは第5項、第5条第1項、第6条第1項、第9条、第12条の6第2項、第26条第1項又は第30条（第5条第1項、第6条第1項、第9条、第26条第1項及び第30条については、第62条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三～十六 （略）

○ 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月1日農林水産大臣公表）

第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

2 都道府県の取組

(3) 飼養衛生管理基準を遵守していない家畜の所有者に対しては、随時、法（注）に基づく指導・助言、勧告及び命令を行う。

（注）家畜伝染病予防法を指す。

○ 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」

平成23年10月1日農林水産大臣公表	平成27年9月9日農林水産大臣公表
第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備 2 都道府県の取組 (3) <u>飼養衛生管理基準を遵守していない家さんの所有者に対しては、随時、法（注）に基づく指導・助言、勧告及び命令を行う。</u>	第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備 2 都道府県の取組 (4) <u>飼養衛生管理基準を遵守していない家さんの所有者に対しては、随時、法（注）に基づく指導及び助言、勧告並びに命令を行う。</u>

（注）1 家畜伝染病予防法を指す。

2 防疫指針（鳥インフルエンザ）については、当省の調査実施後（平成27年9月9日）に全部変更が行われたため、本表においては、23年10月1日の防疫指針の内容も併記した。

○ 「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの策定について」(平成23年10月31日付け23消安第3929号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)

1 趣旨

家畜の伝染性疾患の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」である。

このうち、家畜の伝染性疾患の発生の予防を図るためには、家畜の所有者(当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。)において、飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法(以下「法」という。)第12条の3第1項に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。)に従って家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることにより、日頃から家畜の伝染性疾患の病原体の農場への侵入防止措置が徹底されていることが何よりも重要である。

このガイドラインは、家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、家畜の伝染性疾患の発生予防対策の強化を図るため、都道府県知事が行う法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関する技術的な助言として定めるものである。

2及び3 (略)

4 指導及び助言(法第12条の5関係)

(1) 指導及び助言の実施

① 都道府県知事は、3による飼養衛生管理基準の遵守状況の把握等の結果、家畜の所有者における家畜の飼養に係る衛生管理について改善する必要があると認めるときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の5の規定による指導又は助言をするものとする。

② 都道府県は、①にかかわらず、飼養衛生管理基準の違反が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合であって、家畜の所有者が直ちに改善措置を講じようとしているときは、法第12条の5の規定による指導及び助言に代えて、行政手続法(平成5年法律第88号)の定めるところにより、必要な指導又は助言をすることができる。

イ 当該違反が、過失による一時的なものであるなど、軽微なものであり、かつ、常習性が認められないこと。

ロ 当該違反が、やむを得ない事情によるものであると認められること。

③ ②の場合において、家畜の所有者が正当な理由なく当該指導又は助言に従わず、なお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、都道府県知事は、当該家畜の所有者に対し、法第12条の5の規定による指導又は助言をするものとする。

④ 法第12条の5の規定による指導及び助言は、別記様式第1号による指導・助言書を交付して行うものとする。

なお、改善措置を講ずべき期限については、当該改善措置の内容を考慮して適切に設定するものとする。

(別記様式第1号)

指導・助言書

番 号
年 月 日

殿

(被指導・助言者の氏名又は名称及び住所)

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の5の規定に基づき、下記のとおり指導・助言を行います。

記

- 1 農場の名称及び所在地
- 2 指導・助言の原因となる事実
- 3 指導・助言の内容
- 4 改善措置を講ずべき期限
- 5 その他必要な事項

(2) 指導及び助言の記録

都道府県は、法第12条の5の規定による指導若しくは助言又は(1)の②による指導若しくは助言をしたときは、これらの指導又は助言に関する事項を別記様式第2号による指導等記録簿（略）に記録するものとする。

5 勧告（法第12条の6第1項関係）

(1) 勧告の実施

① 都道府県知事は、4の(1)により法第12条の5の規定による指導又は助言を受けた家畜の所有者が正当な理由なく当該指導又は助言に従わず、4の(1)の④の指導・助言書に定められた改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の6第1項の規定による勧告をするものとする。

② 法第12条の6第1項の規定による勧告は、別記様式第3号による勧告書（略）を交付して行うものとする。

なお、改善措置を講ずべき期限については、当該改善措置の内容を考慮して適切に設定するものとする。

(2) 勧告の記録

都道府県は、法第12条の6第1項の規定による勧告をしたときは、当該勧告に関する事項を別記様式第2号による指導等記録簿（略）に記録するものとする。

6 命令（法第12条の6第2項関係）

(1) 命令の実施

① 都道府県知事は、5の(1)により法第12条の6第1項の規定による勧告を受けた家畜の所有者が、5の(1)の②の勧告書に定められた改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の6第2項の規定による命令をするものとする。

② 法第12条の6第2項の規定による命令は、別記様式第4号による命令書（略）を交付して行うものとする。

なお、勧告に係る措置を講ずべき期限については、当該措置の内容を考慮して適切に設定するものとする。

(2) 弁明の機会の付与

都道府県知事は、法第12条の6第2項の規定による命令をする場合には、家畜の所有者に対し、行政手続法の定めるところにより、弁明の機会を付与するものとする。

(3) 命令の記録

都道府県は、法第12条の6第2項の規定による命令をしたときは、当該命令に関する事

項を別記様式第2号の指導等記録簿（略）に記録するものとする。

(4) 告発

都道府県は、家畜の所有者が法第12条の6第2項の規定による命令に違反したときは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき告発をしなければならない。

7 （略）

○ 行政手続法（平成5年法律第88号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 （略）

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

七・八 （略）

（行政指導の一般原則）

第32条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（行政指導の方式）

第35条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 二 前号の条項に規定する要件
- 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- 一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- 二 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

（注） 下線及び表中の（注）は当省が付した。

表2-(4)-イ-②- i 飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない状況(牛農場)

(単位：農場数、%)

調査対象 家畜保健衛生所	抽出農場数	飼養衛生管理基準が遵守されていない項目がみられた農場数		同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数			同一項目が3年間連続で遵守されていない農場数		同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数		
		A	B	B/A	実農場数		延べ農場数	C	C/B	D	D/B
					C+D	(C+D)/B					
年1回以上の立入検査を実施できている7府県(7家畜保健衛生所)の合計	384	340	88.5%	261	76.8%	289	136	40.0%	153	45.0%	
栃木県(県北)	56	53	94.6%	39	73.6%	39	29	54.7%	10	18.9%	
新潟県(中央)	40	40	100.0%	25	62.5%	26	12	30.0%	14	35.0%	
山梨県(西部)	78	72	92.3%	40	55.6%	40	29	40.3%	11	15.3%	
大阪府(大阪府)	46	34	73.9%	32	94.1%	52	26	76.5%	26	76.5%	
鳥取県(倉吉)	64	59	92.2%	56	94.9%	58	3	5.1%	55	93.2%	
福岡県(中央)	60	42	70.0%	39	92.9%	44	36	85.7%	8	19.0%	
熊本県(中央)	40	40	100.0%	30	75.0%	30	1	2.5%	29	72.5%	
年1回以上の立入検査を実施できていない10道県(13家畜保健衛生所)の合計	821	681	82.9%	314	46.1%	332	66	9.7%	266	39.1%	
北海道(網走)	69	32	46.4%	1	3.1%	1	0	0.0%	1	3.1%	
北海道(十勝)	49	38	77.6%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	
宮城県(仙台)	20	20	100.0%	1	5.0%	1	0	0.0%	1	5.0%	
宮城県(北部)	20	20	100.0%	12	60.0%	12	0	0.0%	12	60.0%	
岩手県(県南)	40	28	70.0%	1	3.6%	1	0	0.0%	1	3.6%	
秋田県(北部)	221	200	90.5%	132	66.0%	132	0	0.0%	132	66.0%	
群馬県(中部)	40	31	77.5%	23	74.2%	23	3	9.7%	20	64.5%	
愛知県(中央)	40	24	60.0%	9	37.5%	10	3	12.5%	7	29.2%	
愛知県(東部)	40	27	67.5%	4	14.8%	4	0	0.0%	4	14.8%	
島根県(出雲)	100	98	98.0%	42	42.9%	43	4	4.1%	39	39.8%	
宮崎県(宮崎)	40	21	52.5%	1	4.8%	1	0	0.0%	1	4.8%	
鹿児島県(肝属)	102	102	100.0%	88	86.3%	104	56	54.9%	48	47.1%	
沖縄県(中央)	40	40	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	
17道府県(20家畜保健衛生所)の合計	<u>1,205</u>	<u>1,021</u>	84.7%	<u>575</u>	<u>56.3%</u>	621	<u>202</u>	19.8%	<u>419</u>	41.0%	

(注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

2 「延べ農場数」欄は、「同一項目が3年間連続で遵守されていない農場数」欄及び「同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数」欄の合計を計上しており、「実農場数」欄は、延べ農場数のうち、重複する農場を1農場として計上している。

表2-(4)-イ-②-ii 飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない状況(豚農場)

(単位:農場数、%)

調査対象 家畜保健衛生所	抽出農場数	飼養衛生管理基準が遵守されていない項目がみられた農場数		同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数		同一項目が3年間連続で遵守されていない農場数		同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数			
						実農場数		延べ農場数			
						A	B	A/B	C+D	(C+D)/B	C+D
年1回以上の立入検査を実施できている13道府県(15家畜保健衛生所)の合計	469	298	63.5%	142	47.7%	152	44	14.8%	108	36.2%	
北海道(網走)	31	12	38.7%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	
北海道(十勝)	46	31	67.4%	3	9.7%	3	0	0.0%	3	9.7%	
岩手県(県南)	40	9	22.5%	3	33.3%	3	0	0.0%	3	33.3%	
栃木県(県北)	40	25	62.5%	4	16.0%	4	0	0.0%	4	16.0%	
群馬県(中部)	40	5	12.5%	4	80.0%	4	3	60.0%	1	20.0%	
新潟県(中央)	45	40	88.9%	20	50.0%	20	0	0.0%	20	50.0%	
山梨県(西部)	17	13	76.5%	8	61.5%	8	6	46.2%	2	15.4%	
愛知県(中央)	36	29	80.6%	23	79.3%	33	10	34.5%	23	79.3%	
愛知県(東部)	40	39	97.5%	7	17.9%	7	1	2.6%	6	15.4%	
大阪府(大阪府)	11	7	63.6%	7	100.0%	7	0	0.0%	7	100.0%	
鳥取県(倉吉)	21	19	90.5%	19	100.0%	19	1	5.3%	18	94.7%	
島根県(出雲)	4	3	75.0%	1	33.3%	1	0	0.0%	1	33.3%	
福岡県(中央)	19	11	57.9%	11	100.0%	11	11	100.0%	0	0.0%	
熊本県(中央)	39	38	97.4%	26	68.4%	26	6	15.8%	20	52.6%	
宮崎県(宮崎)	40	17	42.5%	6	35.3%	6	6	35.3%	0	0.0%	
年1回以上の立入検査を実施できていない4県(5家畜保健衛生所)の合計	118	76	64.4%	7	9.2%	7	1	1.3%	6	7.9%	
宮城県(仙台)	1	1	100.0%	1	100.0%	1	0	0.0%	1	100.0%	
宮城県(北部)	38	10	26.3%	1	10.0%	1	0	0.0%	1	10.0%	
秋田県(北部)	25	23	92.0%	3	13.0%	3	0	0.0%	3	13.0%	
鹿児島県(肝属)	14	14	100.0%	2	14.3%	2	1	7.1%	1	7.1%	
沖縄県(中央)	40	28	70.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	
17道府県(20家畜保健衛生所)の合計	587	374	63.7%	149	39.8%	159	45	12.0%	114	30.5%	

(注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

2 「延べ農場数」欄は、「同一項目が3年間連続で遵守されていない農場数」欄及び「同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数」欄の合計を計上しており、「実農場数」欄は、延べ農場数のうち、重複する農場を1農場として計上している。

表2-(4)-イ-②-iii 飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない状況(鶏農場)

(単位:農場数、%)

調査対象 家畜保健衛生所	抽出 農場 数	飼養衛生管理基準が遵守されていない項目がみられた農場数		同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場			同一項目が4年間連続で遵守されていない農場数		同一項目が3年間連続で遵守されていない農場数		同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数		
		A	B	B/A	実農場数		延べ農場数	C	C/B	D	D/B	E	E/B
					C+D+E	(C+D+E)/B							
北海道(網走)	14	8	57.1%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
北海道(十勝)	24	13	54.2%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
宮城県(仙台)	20	8	40.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
宮城県(北部)	20	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
岩手県(県南)	40	10	25.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
秋田県(北部)	101	92	91.1%	5	5.4%	5	0	0.0%	4	4.3%	1	1.1%	
栃木県(県北)	23	19	82.6%	4	21.1%	5	1	5.3%	2	10.5%	2	10.5%	
群馬県(中部)	38	14	36.8%	9	64.3%	9	0	0.0%	1	7.1%	8	57.1%	
新潟県(中央)	35	28	80.0%	4	14.3%	4	0	0.0%	0	0.0%	4	14.3%	
山梨県(西部)	48	29	60.4%	19	65.5%	19	0	0.0%	12	41.4%	7	24.1%	
愛知県(中央)	44	17	38.6%	1	5.9%	1	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	
愛知県(東部)	38	31	81.6%	6	19.4%	6	4	12.9%	2	6.5%	0	0.0%	
大阪府(大阪府)	25	8	32.0%	3	37.5%	3	0	0.0%	0	0.0%	3	37.5%	
鳥取県(倉吉)	34	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
島根県(出雲)	16	7	43.8%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
福岡県(中央)	41	21	51.2%	15	71.4%	15	0	0.0%	0	0.0%	15	71.4%	
熊本県(中央)	40	34	85.0%	27	79.4%	27	0	0.0%	11	32.4%	16	47.1%	
宮崎県(宮崎)	40	30	75.0%	4	13.3%	4	3	10.0%	0	0.0%	1	3.3%	
鹿児島県(肝属)	3	3	100.0%	1	33.3%	2	0	0.0%	1	33.3%	1	33.3%	
沖縄県(中央)	40	27	67.5%	8	29.6%	8	0	0.0%	0	0.0%	8	29.6%	
17道府県(20家畜保健衛生所)の合計	684	399	58.3%	106	26.6%	108	8	2.0%	34	8.5%	66	16.5%	

(注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

2 「延べ農場数」欄は、「同一項目が4年間連続で遵守されていない農場数」欄、「同一項目が3年間連続で遵守されていない農場数」欄及び「同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数」欄の合計を計上しており、「実農場数」欄は、延べ農場数のうち、重複する農場を1農場として計上している。

3 17道府県(20家畜保健衛生所)は全て、100羽以上の鶏農場に対する年1回以上の立入検査を実施できている。

表2-(4)-イ-③- i 複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目(牛農場)

(単位:農場数、%)

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数		同一項目が3年間にわたり連続して遵守されていない農場数		同一項目が2年間にわたり連続して遵守されていない農場数	
	農場数	%	農場数	%	農場数	%
防疫に関する情報の把握	1	0.1%	0	0.0%	1	0.1%
衛生管理区域の設定	19	1.9%	7	0.7%	12	1.2%
衛生管理区域の境界の明瞭化	5	0.5%	0	0.0%	5	0.5%
人・車両の入場制限	75	7.3%	5	0.5%	70	6.9%
車両用の消毒薬の常設	209	20.5%	31	3.0%	178	17.4%
車両消毒の実施	208	20.4%	72	7.1%	136	13.3%
立入者用の消毒薬の常設	98	9.6%	15	1.5%	83	8.1%
立入者の消毒の実施	109	10.7%	28	2.7%	81	7.9%
立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	42	4.1%	9	0.9%	33	3.2%
他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	34	3.3%	3	0.3%	31	3.0%
海外使用物品の持ち込み制限	37	3.6%	7	0.7%	30	2.9%
給餌施設への排泄物混入防止対策	59	5.8%	8	0.8%	51	5.0%
飼料保管場所への排泄物混入防止対策	20	2.0%	5	0.5%	15	1.5%
飲用に適した水の給与	28	2.7%	12	1.2%	16	1.6%
畜舎・器具の清掃又は消毒	32	3.1%	7	0.7%	25	2.4%
使用物品の家畜ごとの交換	41	4.0%	2	0.2%	39	3.8%
畜舎・畜房・ハッチの洗浄及び消毒	59	5.8%	21	2.1%	38	3.7%
適切な密度での飼養	4	0.4%	4	0.4%	0	0.0%
家畜保健衛生所への連絡体制の確保	3	0.3%	0	0.0%	3	0.3%
家畜の異状時の獣医師の診療・指導	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
毎日の家畜の健康観察	2	0.2%	0	0.0%	2	0.2%
導入元の疾病発生状況等の確認	108	10.6%	9	0.9%	99	9.7%
導入畜の隔離の実施	147	14.4%	11	1.1%	136	13.3%
移動前の健康状態の確認	4	0.4%	2	0.2%	2	0.2%
埋却・焼却・化製処理の準備	78	7.6%	14	1.4%	64	6.3%
立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	283	27.7%	100	9.8%	183	17.9%
獣医師による定期指導	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%
従業員による通報体制の確保	2	0.2%	0	0.0%	2	0.2%

(注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

2 「%」は、調査した17道府県(20家畜保健衛生所)において、飼養衛生管理基準が遵守されていない1,021農場に対する割合である。

3 「獣医師による定期指導」及び「従業員による通報体制の確保」の2項目については、大規模所有者のみに遵守が義務付けられている飼養衛生管理基準の項目である。

表2-(4)-イ-③- ii 複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目(豚農場)

(単位:農場数、%)

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数		同一項目が3年間にわたり連続して遵守されていない農場数		同一項目が2年間にわたり連続して遵守されていない農場数	
	数	割合	数	割合	数	割合
防疫に関する情報の把握	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
衛生管理区域の設定	6	1.6%	0	0.0%	6	1.6%
衛生管理区域の境界の明瞭化	4	1.1%	0	0.0%	4	1.1%
人・車両の入場制限	2	0.5%	0	0.0%	2	0.5%
車両用の消毒薬の常設	20	5.3%	10	2.7%	10	2.7%
車両消毒の実施	41	11.0%	3	0.8%	38	10.2%
立入者用の消毒薬の常設	11	2.9%	6	1.6%	5	1.3%
立入者の消毒の実施	32	8.6%	5	1.3%	27	7.2%
衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	20	5.3%	7	1.9%	13	3.5%
立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	5	1.3%	1	0.3%	4	1.1%
他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	2	0.5%	1	0.3%	1	0.3%
海外使用物品の持ち込み制限	1	0.3%	0	0.0%	1	0.3%
適切に処理された食品循環資源の利用	7	1.9%	2	0.5%	5	1.3%
給餌施設への排泄物混入防止対策	21	5.6%	3	0.8%	18	4.8%
飼料保管場所への排泄物混入防止対策	5	1.3%	0	0.0%	5	1.3%
飲用に適した水の給与	8	2.1%	5	1.3%	3	0.8%
畜舎・器具の洗浄又は消毒	13	3.5%	1	0.3%	12	3.2%
使用物品の家畜ごとの交換	34	9.1%	3	0.8%	31	8.3%
畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	10	2.7%	1	0.3%	9	2.4%
適切な密度での飼養	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家畜保健衛生所への連絡体制の確保	1	0.3%	0	0.0%	1	0.3%
家畜の異状時の獣医師の診療・指導	2	0.5%	0	0.0%	2	0.5%
毎日の家畜の健康観察	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
導入元の疾病発生状況等の確認	4	1.1%	1	0.3%	3	0.8%
導入畜の隔離の実施	5	1.3%	0	0.0%	5	1.3%
移動前の健康状態の確認	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
埋却・焼却・化製処理の準備	29	7.8%	5	1.3%	24	6.4%
立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	59	15.8%	13	3.5%	46	12.3%
獣医師による定期指導	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
従業員による通報体制の確保	2	0.5%	0	0.0%	2	0.5%

(注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

2 「%」は、調査した17道府県(20家畜保健衛生所)において、飼養衛生管理基準が遵守されていない374農場に対する割合である。

3 「獣医師による定期指導」及び「従業員による通報体制の確保」の2項目については、大規模所有者のみに遵守が義務付けられている飼養衛生管理基準の項目である。

表2-(4)-イ-③-iii 複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目(鶏農場)

(単位:農場数、%)

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数		同一項目が4年間にわたり連続して遵守されていない農場数		同一項目が3年間にわたり連続して遵守されていない農場数		同一項目が2年間にわたり連続して遵守されていない農場数	
	農場数	%	農場数	%	農場数	%	農場数	%
防疫に関する情報の把握	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
衛生管理区域の設定	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
衛生管理区域の境界の明瞭化	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
人・車両の入場制限	2	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.5%
車両用消毒薬の常設	26	6.5%	4	1.0%	3	0.8%	19	4.8%
車両消毒の実施	25	6.3%	4	1.0%	2	0.5%	19	4.8%
立入者用の消毒薬の常設	10	2.5%	1	0.3%	2	0.5%	7	1.8%
立入者の消毒の実施	27	6.8%	2	0.5%	5	1.3%	20	5.0%
衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	13	3.3%	0	0.0%	4	1.0%	9	2.3%
家きん舎ごとの専用の靴の着用	28	7.0%	1	0.3%	5	1.3%	22	5.5%
立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	3	0.8%	1	0.3%	0	0.0%	2	0.5%
海外使用物品の持ち込み制限	3	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.8%
給餌施設への排泄物混入防止対策	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
飼料保管場所への排泄物混入防止対策	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
飲用に適した水の給与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家きん舎への野生動物侵入対策	6	1.5%	0	0.0%	4	1.0%	2	0.5%
破損箇所等の定期的確認及び修繕	6	1.5%	0	0.0%	1	0.3%	5	1.3%
家きん舎の破損箇所の修繕	4	1.0%	3	0.8%	0	0.0%	1	0.3%
家きん舎のねずみ・害虫の駆除	1	0.3%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
家きん舎・器具の清掃又は消毒	5	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	5	1.3%
空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒	4	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	1.0%
適切な密度での飼養	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家畜保健衛生所への連絡体制の確保	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家きんの異状時の獣医師の診療・指導	15	3.8%	0	0.0%	6	1.5%	9	2.3%
毎日の家きんの健康観察	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
導入元の疾病発生状況等の確認	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
導入家きんの隔離の実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
移動前の健康状態の確認	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
埋却・焼却・化製処理の準備	9	2.3%	7	1.8%	1	0.3%	1	0.3%
立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	34	8.5%	2	0.5%	14	3.5%	18	4.5%
獣医師による定期指導	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
従業員による通報体制の確保	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

2 「%」は、調査した17道府県(20家畜保健衛生所)のうち、飼養衛生管理基準が遵守されなかった399農場(16道府県(18家畜保健衛生所)に対する割合である。

3 「獣医師による定期指導」及び「従業員による通報体制の確保」の2項目については、大規模所有者のみに遵守が義務付けられている飼養衛生管理基準の項目である。

表 2-4-イ-④ 家畜伝染病予防法第 8 条の 2 に基づく消毒設備の設置等に関する規定
(抜粋)

○ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

(消毒設備の設置等の義務)

第8条の2 政令で定める家畜の所有者は、農林水産省令の定めるところにより、畜舎その他の農林水産省令で定める施設及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）の出入口付近に、特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備を設置しなければならない。

2 前項の設備が設置されている同項の施設に入る者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、自らその身体を消毒するとともに、当該施設に持ち込む物品であって農林水産省令で定めるものを消毒しなければならない。

3 第一項の設備が設置されている同項の施設の敷地に車両を入れる者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、当該車両を消毒しなければならない。

第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第8条の2、第18条、第21条第2項、第23条第1項、第24条、第25条第1項、第4項若しくは第6項、第26条第4項若しくは第6項、第28条第2項又は第28条の2第1項（第8条の2、第18条、第23条第1項、第24条、第25条第1項、第4項及び第6項、第26条第4項及び第6項、第28条第2項並びに第28条の2第1項については、第62条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二～十六 （略）

○ 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）

(消毒設備の設置の義務に係る家畜)

第2条 法第8条の2第1項の政令で定める家畜は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥とする。

○ 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）

(消毒設備の設置)

第14条の2 法第8条の2第1項の規定による設備の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 次条に規定する畜舎等の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置その他これらに準ずる設備であって、当該畜舎等に入る者の身体及び当該畜舎等に持ち込む第14条の6の物品を消毒するためのものを設置すること。

二 次条に規定する畜舎等の敷地（第14条の4の畜舎等の敷地を除く。）の出入口付近に、消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備であって、当該敷地に入れる車両を消毒するためのものを設置すること。

(消毒設備の設置の義務に係る施設)

第14条の3 法第8条の2第1項の農林水産省令で定める施設は、畜舎及びふ卵舎（以下「畜舎等」という。）とする。

(消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地)

第14条の4 法第8条の2第1項の農林水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている畜舎等の敷地とする。

(消毒の方法)

第14条の5 法第8条の2第2項及び第3項の規定による消毒は、医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては医薬品医療機器等法第52条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用して行う場合にあつては家畜防疫員又は獣医師の指示に従うものとする。

(消毒義務の対象となる物品)

第14条の6 法第8条の2第2項の農林水産省令で定める物品は、畜舎等に入る者が当該畜舎等に入る前に、当該畜舎等の敷地外にある畜産関係施設等（畜舎等及びその敷地、家畜を集合させる催物の開催施設及びその敷地その他の畜産に係る施設及び場所をいう。以下同じ。）において使用され、又は使用されたおそれがある物品であつて、当該畜舎等において飼養される家畜に直接接触して使用されるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-4-I-⑤ 飼養衛生管理基準が遵守されていないにもかかわらず、改善が図られないことに関する調査対象道府県（家畜保健衛生所）の主な意見の概要

(指導等を行っても、改善が図られないとする意見)

- 消毒の実施に関しては、
 - i) 消毒設備や消毒薬の購入経費や維持管理経費の負担が大きいことを理由として、未実施となっているとするもの
 - ii) 車両消毒設備の設置区域と畜舎が近接しているため、家畜に消毒液が付着することを懸念し、消毒を行わずに洗浄のみで済ませる家畜の所有者がみられるとするもの
 - iii) 車両や衛生管理区域に立ち入る者への消毒の意識が低下している家畜の所有者がみられるとするもの
- 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管に関しては、
 - i) 衛生管理区域内には畜産関連業者などの関係者以外の立入りを禁止していることを理由として、記帳の必要がないと考える家畜の所有者がみられるとするもの
 - ii) 記帳しても家畜伝染病等の発生予防やまん延の防止につながらないと主張し、取組の必要性について理解が得られないとするもの

(家畜保健衛生所の体制により、長期未改善を解消するための指導等を十分に行うことができないとする意見)

- 大規模農場以外の牛農場については、管内に立入検査の対象となる農場数が多く、5年に1回の実施頻度となっているが、1日に複数の農場に対し立入検査を実施しなければならず、1農場に充てられる検査時間が5分程度と限られているため、飼養衛生管理基準のうち消毒等に関する項目以外の項目については、遵守状況を確認するのみで、改善指導を十分に行うことができない。(岩手県(県南家畜保健衛生所))
- 防疫指針を踏まえ、県内の農場に対し年1回の立入検査を実施しているが、全ての農場に対し立入検査を実施することを優先し、1日に複数の農場に立入検査を実施しているため、飼養衛生管理基準が遵守できていない農場に対する改善指導に十分な時間をかけることができない。(熊本県(中央家畜保健衛生所))
- 管内に立入検査の対象となる農場数が多く、対象農場に対し可能な限り立入検査を実施することを業務上優先しているため、農場別に飼養衛生管理基準が遵守されていない理由や事情を記録・整理する時間がなく、過去の指導等の経緯を踏まえた改善指導を十分に行うことができない。(鹿児島県(肝属家畜保健衛生所))

(注) 当省の調査結果による。

区分	調査対象道府県	調査対象家畜保健衛生所	飼養衛生管理基準の遵守状況 (表2-(4)-イ①-1～③)				飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の根拠	農林水産省に対する報告(県全体の実績)の状況			
			農畜区分	抽出農場数	飼養衛生管理基準が遵守されていない項目がみられた農場数	同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数		報告区分	行政手続法の定めるところによる行政指導の報告実績	家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の報告実績	飼養衛生管理基準の違反に対し指導等が行われているにもかかわらず、不正確な報告となっている場合、その理由等
熊本市	熊本市	中央家畜保健衛生所	牛農場	40農場	40農場	30農場	23年実績	0農場	0農場	立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行行政指導等は、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言にも行政手続法の定めるところによる行政指導にも当たらないと認識していたため、行政指導の報告実績には、立入検査の実施農場を報告し、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言には「0農場」と報告	
			豚農場	39農場	38農場	26農場	24年実績	451農場	0農場		
			鶏農場	40農場	34農場	27農場	24年度実績	3,667農場	0農場		
			計	119農場	112農場	83農場	25年度実績	3,559農場	0農場		
宮崎県	宮崎県	宮崎家畜保健衛生所	牛農場	40農場	21農場	1農場	23年実績	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導には文書指導のみが該当し、立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行行政指導は、行政指導にも家畜伝染病予防法の規定による指導・助言にも当たらないと認識していたため、行政指導の報告実績には文書指導の実績のみを報告し、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言には「0農場」と報告		
			豚農場	40農場	17農場	6農場	24年実績	1農場		0農場	
			鶏農場	40農場	30農場	4農場	24年度実績	1農場		0農場	
			計	120農場	68農場	11農場	25年度実績	1農場		0農場	
北海道	北海道	網走家畜保健衛生所及び十勝家畜保健衛生所	牛農場	118農場	70農場	1農場	23年実績	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導(これまで飼養衛生管理基準の周知に重点を置いていたため、立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合は、その違反内容にかかわらず、全て行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている)		
			豚農場	77農場	43農場	3農場	24年実績	274農場		0農場	
			鶏農場	38農場	21農場	0農場	24年度実績	607農場		0農場	
			計	233農場	134農場	4農場	25年度実績	402農場		0農場	
宮城県	宮城県	仙台家畜保健衛生所及び北郷家畜保健衛生所	牛農場	40農場	40農場	13農場	23年実績	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導(飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の手続を定めた県の規程に基づき、飼養衛生管理基準の違反を確認した場合、違反内容にかかわらず、全て行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている)		
			豚農場	39農場	11農場	2農場	24年実績	0農場		0農場	
			鶏農場	40農場	8農場	0農場	24年度実績	671農場		0農場	
			計	119農場	59農場	15農場	25年度実績	1,233農場		0農場	
秋田県	秋田県	北部家畜保健衛生所	牛農場	221農場	200農場	132農場	23年実績	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導(飼養衛生管理基準の違反内容にかかわらず、全て行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている)		
			豚農場	25農場	23農場	3農場	24年実績	58農場		0農場	
			鶏農場	101農場	92農場	5農場	24年度実績	5農場		0農場	
			計	347農場	315農場	140農場	25年度実績	12農場		0農場	
栃木県	栃木県	県北家畜保健衛生所	牛農場	56農場	53農場	39農場	23年実績	7農場	行政手続法の定めるところによる行政指導(飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の手続を定めた県の規程に基づき、飼養衛生管理基準の違反を確認した場合、違反内容にかかわらず、全て行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている)		
			豚農場	40農場	25農場	4農場	24年実績	246農場		0農場	
			鶏農場	23農場	19農場	4農場	24年度実績	952農場		0農場	
			計	119農場	97農場	47農場	25年度実績	1,534農場		0農場	
新潟県	新潟県	中央家畜保健衛生所	牛農場	40農場	40農場	25農場	23年実績	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導(飼養衛生管理基準の違反内容にかかわらず、全て行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている)		
			豚農場	45農場	40農場	20農場	24年実績	135農場		0農場	
			鶏農場	35農場	28農場	4農場	24年度実績	289農場		0農場	
			計	120農場	108農場	49農場	25年度実績	219農場		0農場	
愛知県	愛知県	中央家畜保健衛生所及び東郷家畜保健衛生所	牛農場	80農場	51農場	13農場	23年実績	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導(飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の手続を定めた県の規程に基づき、飼養衛生管理基準の違反を確認した場合、違反内容にかかわらず、全て行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている)		
			豚農場	76農場	68農場	30農場	24年実績	341農場		0農場	
			鶏農場	82農場	48農場	7農場	24年度実績	750農場		0農場	
			計	238農場	167農場	50農場	25年度実績	823農場		0農場	

区分	調査対象道府県	調査対象家畜保健衛生所	飼養衛生管理基準の遵守状況 (表2-(4)-イ②-1～iii)			飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の根拠	農林水産省に対する報告(県全体の実績)の状況					
			農畜保健衛生所	抽出農場数	飼養衛生管理基準が遵守されていない項目がみられた農場数		同一項目が複数年にわたり連続して違反していない農場数	報告区分	行政手続法の定めるところによる行政指導の報告実績	家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の報告実績	飼養衛生管理基準の違反に対し指導等が行われているにもかかわらず、不正確な報告となっている場合、その理由等	
大阪府	大阪府家畜保健衛生所	牛農場	46農場	34農場	32農場	全て行政手続法の定めるところによる行政指導(家畜の所有者との関係や飼養衛生管理基準の違反を改善するための家畜の所有者の負担などを考慮し、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言を行うこととしておらず、違反内容にかかわらず、行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている)	23年実績	0農場	0農場	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導には文書指導のみが該当すると認識していたため、いずれの指導等の報告実績も0農場と報告	
		豚農場	11農場	7農場	7農場		24年実績	0農場	0農場	0農場		
		鶏農場	25農場	8農場	3農場		24年度実績	0農場	0農場	0農場		
		計	82農場	49農場	42農場		25年度実績	0農場	0農場	0農場		
	出雲家畜保健衛生所	牛農場	100農場	98農場	42農場	全て行政手続法の定めるところによる行政指導(飼養衛生管理基準の違反内容にかかわらず、全て行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている)	23年実績	189農場	0農場	0農場		
		豚農場	4農場	3農場	1農場		24年実績	649農場	0農場	0農場		
		鶏農場	16農場	7農場	0農場		24年度実績	248農場	0農場	0農場		
		計	120農場	108農場	43農場		25年度実績	749農場	0農場	0農場		
	鹿児島県	肝属家畜保健衛生所	牛農場	102農場	102農場	88農場	全て行政手続法の定めるところによる行政指導(家畜の所有者との関係や飼養衛生管理基準の違反を改善するための家畜の所有者の負担などを考慮し、文書指導や、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言を行うこととしておらず、違反内容にかかわらず、行政手続法の定めるところによる行政指導を口頭により行っている)	23年実績	1農場	0農場	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導の報告実績については、平成24年の報告実績には正確な指導実績を報告したが、24年度の報告実績以降は、担当者が、行政指導の報告実績には、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言、命令を行なったものを報告すると誤って認識していたため、10農場と報告
			豚農場	14農場	14農場	2農場		24年実績	1,899農場	0農場	0農場	
			鶏農場	3農場	3農場	1農場		24年度実績	0農場	0農場	0農場	
			計	119農場	119農場	91農場		25年度実績	0農場	0農場	0農場	
沖縄県	中央家畜保健衛生所	牛農場	40農場	40農場	0農場	全て行政手続法の定めるところによる行政指導(飼養衛生管理基準の違反内容にかかわらず、全て行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている)	23年実績	0農場	0農場	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導には文書指導のみが該当すると認識していたため、北部家畜保健衛生所で行われた文書指導の実績のみ報告	
		豚農場	40農場	28農場	0農場		24年実績	1農場	1農場	0農場		
		鶏農場	40農場	27農場	8農場		24年度実績	0農場	0農場	0農場		
		計	120農場	95農場	8農場		25年度実績	0農場	0農場	0農場		

(注)1 当省の調査結果による。

2 「抽出農場数」欄、「飼養衛生管理基準が遵守されていない項目がみられた農場数」欄及び「同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数」欄は、表2-(4)-イ②-i～iiiによる(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)。

3 「農林水産省に対する報告(県全体の実績)の状況」欄は、衛生管理の状況等の報告通知に基づき、調査対象17道府県が農林水産省による「衛生管理の状況等の公表結果」による。農林水産省は、都道府県からの報告を受けて、「衛生管理の状況等の公表結果」において、平成23年(平成23年10月1日から12月31日まで)、24年(24年1月1日から6月15日まで)、24年度(24年1月1日から6月15日まで)、24年度(24年4月1日から25年3月31日まで)、25年度(25年4月1日から26年3月31日まで)の行政手続法の定めるところによる行政指導、家畜伝染病予防法に基づく指導等の実績を公表している。

4 北海道においては、平成24年度に1農場に対し家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の実績があると報告されているが、北海道(本庁担当課)は、家畜保健衛生所が行政手続法の定めるところによる行政指導の実績を誤って計上したものであったとしていたため、本表では、実績なしとした。

表 2-(4)-イ-⑦ 飼養衛生管理基準が遵守されていない家畜の所有者に対し、家畜伝染病予防法に基づき、指導事項の改善を厳格に求めることに関する調査対象道府県（家畜保健衛生所）の主な意見の概要

- 家畜の所有者が改善の意思を示していることや飼養衛生管理基準の違反が軽微であることなど、悪質な違反がみられないことを理由として、指導事項の改善を強く求めているとするもの
- 指導事項の改善を強く求めることにより、家畜の所有者との関係が悪化し、家畜保健衛生所の業務等に支障が生じることや、家畜の所有者の負担が増加し、結果として廃業に至るなどの畜産振興への影響が生じることが懸念されるとするもの
- 指導事項の改善を強く求めるのではなく、飼養衛生管理基準の周知や理解の促進に重点を置いた指導を行う方が飼養衛生管理基準の遵守につながるのではないかと考えているとするもの
- 農場の敷地内に埋却地を確保できない場合など、飼養衛生管理基準の違反がやむを得ない事情によるものであることを理由として、指導事項の改善を強く求めているとするもの
- 管理する農場数が多く、年 1 回の立入検査を実施することができない農場がある中で、指導文書の作成や家畜伝染病予防法に基づく指導等に従わない事態が生じた場合の罰則適用に係る事務などの指導事項の改善を図るための業務が増加すると、他の業務にも支障が生じてしまうなど、家畜防疫員の業務量の増加が懸念されるとするもの
- 繰り返し指導を行っているにもかかわらず改善が図られないなどの飼養衛生管理が不適切な家畜の所有者に対しては、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言を行うことを検討しているとするもの

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-イ-⑧ 愛知県及び鳥取県が作成した飼養衛生管理基準の判断基準の主な内容

飼養衛生管理基準の主な項目		愛知県における判断基準	鳥取県における判断基準
第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	<ul style="list-style-type: none"> 「消毒法検討中」は指導対象 「石灰帯設置予定」は指導対象 「衛生管理区域出入り口の一部分に消石灰帯を準備中」は指導対象 「衛生管理区域入口に車両消毒準備中」は指導対象 飼養衛生管理基準に係る消毒槽の消毒薬の種類は限定せず、適切な飼養を指導する 	<ul style="list-style-type: none"> 踏込消毒槽の設置や噴霧器を常備している 車両消毒のための消石灰帯の設置、噴霧器の準備等の対策を実施している
	衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒	<ul style="list-style-type: none"> 「畜舎の一部に踏み込み消毒槽及び手指洗浄消毒なし」は、設置場所から出入りするものが確認できれば指導対象にしない 「畜舎の消毒槽を準備中」は指導対象 飼養衛生管理基準に係る消毒槽の消毒薬の種類は限定せず、適切な飼養を指導する 	<ul style="list-style-type: none"> 消毒液の交換・補充等を行い、常時使用できる状況にしている 踏込消毒槽の設置や噴霧器を常備している
第八 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		<ul style="list-style-type: none"> 「衛生管理区域の立入者の記録準備中」は指導対象 「立入の確認できる伝票あり」は指導対象にしない 	<ul style="list-style-type: none"> 来場者記録を作成している 来場者記録を保存している 導入家畜記録を作成している 導入家畜記録を保存している 出荷・移動家畜記録を作成している 出荷・移動家畜記録を保存している 家畜診療記録を作成、保存している

(注) 愛知県及び鳥取県の資料を基に当省が作成した。

表 2-(4)-イ-⑨ 飼養衛生管理基準の判断基準を作成することに関する調査対象道府県(家畜保健衛生所)の主な意見の概要

- 地域や農場ごとに飼養形態や畜舎の状況等の実情が異なるため、一律の基準は馴染まず、実地確認を行う家畜防疫員の判断に任せるべきとするもの
- 家畜防疫員による協議や情報共有により判断が分かれないうようにしているため、判断基準の作成は不要とするもの
- 家畜防疫員によって判断が分かれる場合があるため、全国統一の判断基準が必要であるとするもの

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-イ-⑩ 家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている例

i) 同一の農場で飼養衛生管理の状況に変更がないにもかかわらず、年度によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている例

調査対象 家畜保健 衛生所	調査結果								
北海道 (十勝家 畜保健衛 生所)	<p>十勝家畜保健衛生所管内の肉用牛の大規模農場(1農場)における飼養衛生管理基準の遵守状況について、同家畜保健衛生所の立入検査結果と照らし合わせつつ、実地に確認したところ、飼養衛生管理基準チェックシートの「給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている」に関する項目(注)について、畜舎が開放されており、開放部分への防鳥ネット等が未設置である状況に変更がないにもかかわらず、平成24年度は「不遵守」と判断され、指導が行われているのに対し、25年度は「遵守」と判断されている。</p> <p>本件について、同家畜保健衛生所は、個々の家畜防疫員の判断によっては、野生動物の侵入がなく、措置を講じる必要がないと判断する場合があるとしている。</p> <p>また、同家畜保健衛生所は、飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断基準について、個々の農場ごとに飼養形態や畜舎などの状況は異なるため、立入検査を行う家畜防疫員が個別に遵守・不遵守を判断することとしており、統一的な判断基準作成の必要はないとしている。</p> <p>しかしながら、上記のとおり、同一の農場において飼養衛生管理の状況に変更がないにもかかわらず、年度によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なる状況となっている。</p> <p style="text-align: center;">表 年度によって飼養衛生管理基準の遵守に係る判断が異なっている状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">農場</th> <th style="text-align: center;">飼養衛生管理基準 チェックシートの 項目</th> <th style="text-align: center;">飼養衛生管理の状況</th> <th style="text-align: center;">家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">肉用牛の大規模農場</td> <td style="text-align: center;">給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている(注)</td> <td style="text-align: center;">畜舎が開放されており、開放部分への防鳥ネット等が未設置</td> <td style="text-align: center;">24年度：不遵守、改善指導 25年度：遵守(指導なし)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 飼養衛生管理基準の「畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること」に関する項目である。</p>	農場	飼養衛生管理基準 チェックシートの 項目	飼養衛生管理の状況	家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況	肉用牛の大規模農場	給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている(注)	畜舎が開放されており、開放部分への防鳥ネット等が未設置	24年度：不遵守、改善指導 25年度：遵守(指導なし)
農場	飼養衛生管理基準 チェックシートの 項目	飼養衛生管理の状況	家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況						
肉用牛の大規模農場	給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている(注)	畜舎が開放されており、開放部分への防鳥ネット等が未設置	24年度：不遵守、改善指導 25年度：遵守(指導なし)						

群馬県
(中部家畜保健衛生所)

中部家畜保健衛生所管内の大規模農場以外の牛農場（1農場）及び大規模農場以外の採卵鶏農場（1農場）における飼養衛生管理基準の遵守状況について、同家畜保健衛生所の立入検査結果と照らし合わせつつ、実地に確認したところ、次のとおり、各農場における飼養衛生管理の状況に変更がないにもかかわらず、年度によって家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている状況がみられた。

① 牛農場において、飼養衛生管理基準チェックシートの「衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している」及び「入場車両の消毒を常時行っている」に関する項目（注1）について、飼養衛生管理区域への出入口に消毒のための消石灰は散布しているが、消毒薬噴霧器等消毒設備は未設置である状況に変更がないにもかかわらず、平成24年度及び26年度は「不遵守」と判断され、指導が行われているのに対し、25年度は「遵守」と判断されている。

本件について、同家畜保健衛生所は、消石灰を散布している場合は、通常、「遵守」と判断し指導は行わないため、家畜防疫員が指導を行うこととした理由は分からないとしている。

② 採卵鶏農場において、飼養衛生管理基準チェックシートの「家きん舎ごとの専用の靴を設置し、着用している」に関する項目（注2）について、家きん舎が近接しているため、家きん舎ごとに専用の靴を着用していない状況に変更がないにもかかわらず、平成26年度は「不遵守」と判断され、指導が行われているのに対し、24年度及び25年度は「遵守」と判断されている。

本件について、同家畜保健衛生所は、近接している家きん舎を一つとみなすか、それとも別々の家きん舎とみなし、家きん舎ごとに靴を着用することを求めるか、判断が分かれる場合があるとしている。

また、群馬県（本庁担当課及び中部家畜保健衛生所）は、飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断基準について、統一的な判断基準があれば、担当者として参考にはなるが、各地域や個々の農場によって当てはまらない状況が生じる可能性があることを理由として、統一的な判断基準を適用することは困難であるとしている。

しかしながら、上記のとおり、同一の農場において飼養衛生管理の状況に変更がないにもかかわらず、年度によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なる状況となっている。

表 年度によって飼養衛生管理基準の遵守に係る判断が異なっている状況

農場	飼養衛生管理基準 チェックシートの 項目	飼養衛生管理の状況	家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況
大規模農場 以外の牛農場	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している 入場車両の消毒を常時行っている（注1） 	飼養衛生管理区域への出入口には消毒のための消石灰を散布しているが、消毒薬噴霧器等消毒設備は未設置	24年度：不遵守、改善指導（注1） 25年度：遵守（指導なし） 26年度：不遵守、改善指導

大規模農場 以外の採卵 鶏農場	家きん舎ごとの専 用の靴を設置し、着 用している（注2）	家きん舎が近接している ため、家きん舎ごとに専 用の靴を着用していない	24年度：遵守（指導なし） 25年度：遵守（指導なし） 26年度：不遵守、改善指導
-----------------------	------------------------------------	---	---

（注1）飼養衛生管理基準の「衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。）を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携帯し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）」に関する項目である。

なお、中部家畜保健衛生所は、平成24年度において、飼養衛生管理基準チェックシートでなく、独自のチェックシートを用いており、独自のチェックシートでは、「衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している」及び「入場車両の消毒を常時行っている」については、「衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている」となっているため、24年度の家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況は、当該項目に対する結果を記載している。

（注2）飼養衛生管理基準の「家きん舎ごとの専用の靴（家きん舎に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに当該家きん舎ごとの専用の靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）」の項目である。

（注）当省の調査結果による。

ii) 異なる農場間で飼養衛生管理の状況に相違がないにもかかわらず、農場によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている例

調査対象 家畜保健 衛生所	調査結果										
群馬県 （中部家 畜保健衛 生所）	<p>中部家畜保健衛生所管内の大規模農場以外の牛農場（1農場）及び大規模農場以外の採卵鶏農場（1農場）における飼養衛生管理基準の遵守状況について、同家畜保健衛生所の立入検査結果と照らし合わせつつ、実地に確認したところ、飼養衛生管理基準チェックシートの「衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している」及び「入場車両の消毒を常時行っている」に関する項目（注）について、いずれの農場も飼養衛生管理区域への出入口には消毒のための消石灰を散布しているが、消毒薬噴霧器等消毒設備は未設置となっている状況に関して、牛農場は、平成25年度は「遵守」、24年度及び26年度は「不遵守」と判断されている一方で、採卵鶏農場は、各年度とも「不遵守」と判断されている。</p> <p>本件について、同家畜保健衛生所は、石灰を散布している場合は、通常、「遵守」と判断し指導は行わないため、家畜防疫員が指導を行うこととした理由は分からないとしている。</p> <p>表 農場によって飼養衛生管理基準の遵守に係る判断が異なっている状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>農場</th> <th>飼養衛生管理基準 チェックシートの 項目</th> <th>飼養衛生管理の状況</th> <th>家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模農場 以外の牛農 場</td> <td>・衛生管理区域の 出入口付近に車 両用の消毒薬を 効果のある状態</td> <td>飼養衛生管理区域への出 入口には消毒のため の消石灰を散布して いるが、消毒薬噴霧 器等消毒設備は</td> <td>24年度：不遵守、改善指導 （注） 25年度：遵守（指導なし） 26年度：不遵守、改善指導</td> </tr> </tbody> </table>			農場	飼養衛生管理基準 チェックシートの 項目	飼養衛生管理の状況	家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況	大規模農場 以外の牛農 場	・衛生管理区域の 出入口付近に車 両用の消毒薬を 効果のある状態	飼養衛生管理区域への出 入口には消毒のため の消石灰を散布して いるが、消毒薬噴霧 器等消毒設備は	24年度：不遵守、改善指導 （注） 25年度：遵守（指導なし） 26年度：不遵守、改善指導
農場	飼養衛生管理基準 チェックシートの 項目	飼養衛生管理の状況	家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況								
大規模農場 以外の牛農 場	・衛生管理区域の 出入口付近に車 両用の消毒薬を 効果のある状態	飼養衛生管理区域への出 入口には消毒のため の消石灰を散布して いるが、消毒薬噴霧 器等消毒設備は	24年度：不遵守、改善指導 （注） 25年度：遵守（指導なし） 26年度：不遵守、改善指導								

		で常設している ・入場車両の消毒 を常時行っている (注)	未設置	
	大規模農場 以外の採卵 鶏農場			24～26年度：不遵守、改善指導 (注)
<p>(注) 飼養衛生管理基準の「衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。）を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）」に関する項目である。</p> <p>なお、中部家畜保健衛生所は、平成24年度において、飼養衛生管理基準チェックシートでなく、独自のチェックシートを用いており、独自のチェックシートでは、「衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している」及び「入場車両の消毒を常時行っている」については、「衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている」となっているため、24年度の家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況は、当該項目に対する結果を記載している。</p>				
福岡県 (中央家畜保健衛生所)	<p>中央家畜保健衛生所管内の2農場（大規模農場以外の乳用牛農場（1農場）及び大規模農場以外の豚農場（1農場））における飼養衛生管理基準の遵守状況について、同家畜保健衛生所の立入検査結果と照らし合わせつつ、実地に確認したところ、同家畜保健衛生所が用いる独自のチェックシートの「衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている」に関する項目 (注) について、いずれの農場も飼養衛生管理区域への出入口には消毒のための消石灰を散布しているが、消毒薬噴霧器等消毒設備は未設置となっている状況に関して、乳用牛農場は、平成23年度から25年度までの各年度とも「不遵守」と判断されている一方で、豚農場は、各年度とも「遵守」と判断されている。</p> <p>本件について、福岡県（本庁担当課）は、農場における衛生管理の具体的な状況に対して、飼養衛生管理基準の遵守・不遵守を家畜防疫員が統一的な判断できない場合があり、このような事例が発生しているのではないかとしている。</p> <p>また、同県（本庁担当課）は、飼養衛生管理基準の遵守・不遵守に関する具体的な判断基準がないため、統一的な判断基準を示してほしいとしている。</p>			
<p>表 農場によって飼養衛生管理基準の遵守に係る判断が異なっている状況</p>				
	農場	独自のチェックシートの項目	飼養衛生管理の状況	家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況
	大規模農場 以外の乳用牛農場	衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている (注)	飼養衛生管理区域への出入口には消毒のための消石灰を散布しているが、消毒薬噴霧器等消毒設備は未設置	23～25年度：不遵守、改善指導
	大規模農場 以外の豚農場			23～25年度：遵守（指導なし）
<p>(注) 飼養衛生管理基準の「衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。）を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）」に関する項目である。</p>				

(注) 当省の調査結果による。